

はじめに



子どもの健やかな育ちと子育てを支えることは、将来の我が国の担い手の育成と社会基盤の形成を図るうえで必要不可欠であり、社会全体で取り組むべき最重要課題であります。したがって、国においては、家庭を築き、子どもを生み育てるという人々の希望が叶えられるとともに、全ての子どもが健やかに成長できる社会の実現をめざし、平成24年8月に「子ども・子育て支援法」を制定し、市町村に対し、「子ども・子育て支援事業計画」の策定を義務付けたところであります。

このようななか、本市としても、幼児期における質の高い教育・保育や各種子ども・子育て支援事業等の集中的・計画的な推進を図るため、平成27年度から平成31年度までの5か年を計画期間とする「函館市子ども・子育て支援事業計画」を策定することといたしました。策定にあたっては「次世代育成支援対策推進法」の延長に伴い、平成26年度をもって計画期間が終了する「函館市次世代育成支援後期行動計画」の後継の計画との統合計画としたところであります。

この計画は、幼児期における教育・保育および地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保の内容やその実施時期を定めるとともに、新たに、結婚・妊娠・出産・育児の切れ目のない支援の視点のもと、子どもを生み育てやすいまちづくりをめざして取り組むべき内容をとりまとめた総合的な内容となっており、これまでにも増して、市民の皆様のご理解とご協力をいただきながら、計画の効果的な推進に努めてまいりたいと考えております。

結びにあたり、本計画の策定に際し、貴重なご意見やご提言をいただきました函館市子ども・子育て会議の委員の皆様ならびに関係団体等の皆様に厚くお礼申し上げます。

平成27年3月

函館市長 工 藤 壽 樹